

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部改正について

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例（平成 3 年藤沢市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 91 条第 3 項」を「第 90 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条第 2 号の規定による施行の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、土地区画整理法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。